

専決第十三号

財産区財産（立木）の売却処分について

次のとおり財産区の所有にかゝる立木（公有林野分収造林地の立木）を一般競争入札によつて売却する。

記

昭和 甲三年度	売却年度	大字	立木の所在	地積	樹種	樹令	見込材積	予定価格	備考
柳谷 松木谷		字	地番	三三、五三、 ハダール	ひのき	四三 年生	三、一七一 立方メートル	九、八八〇 番	根伐分を急ぐ

右地方自治法第百七十九条第二項の規定により再決する。

昭和四十三年十月二十五日

三朝町長 坂出雅己